

フィッシング詐欺に注意！！

実在する事業者名をかたり、スマートフォンに SMS やメールを送りつけ、貼り付けた URL をクリックさせて偽のホームページに誘導し、ID やパスワード、暗証番号、クレジット番号など、個人情報を搾取するというフィッシング詐欺に関する相談が寄せられています。

【事例 1】士別市 60 歳代 女性

2 日前、カード会社からポイントの有効期限満了を迎え失効するポイントがあるので、以下の URL よりポイントの交換申請を行ってくださいとメールが届いた。URL を開きカード番号を入力したが、エラーがでたため不審に思い入力はやめた。

【事例 2】士別市 70 歳代 女性

利用しているクレジットカード会社から、利用した覚えのない請求がメールに届いた。届いたメールで詳細を確認するため ID とメールアドレスを入力したがログインできなく、ログインせずにスクロールすると利用明細とあり、そこには大手通販サイトで 26,659 円を 2 回利用していると明記されていた。今月 15 日までリボ払いに変更できる等も書かれているが、先月末に他の業者から約 3,000 円の通信販売を利用はしたがこのような高額なものは購入していない。問合せはクレジットカード会社ではなく大手通信販売会社にするようにとある。今後の対策方法を教えてほしい。

【アドバイス】

●日頃利用している事業者や公的機関などから届いた SMS やメールを見るときでも、まずフィッシング詐欺を疑いましょう。

【事例 1】はフィッシング詐欺について説明し、メールは削除し、今後メールが届いても添付してある URL は開かず、開いても個人情報とは絶対に入力しないよう伝えました。

【事例 2】は架空請求の可能性と第三者による不正利用の可能性について説明しました。まず、クレジットカード会社の公式 HP で利用履歴を確認して、利用されていれば大手通販会社へ架電し何を購入しているのか、第三者利用である旨伝え返金をお願いすることを助言しました。その後、「HP で利用履歴を確認すると利用形跡はなかった。」と報告があり、今後数ヶ月不正な引落とし等がないか注視するよう付言しました。

●疑わしいメールなどが届いた場合は、記載されている URL にはアクセスせず正規のサイトやアプリからアクセスし、また、正規のサイトにフィッシング詐欺に関する情報がないか確認しましょう。

●フィッシングサイトに情報を入力してしまったときは、同じ ID やパスワード等を使っているサービスを含めすぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関に連絡しましょう。トラブルが生じた場合は、下記士別地区広域消費生活センターにご相談ください。



消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

